

本製品の販売条件

目次

1. 定義	2
2. 本製品の用途（研究用）および設置場所	2
3. 研究用以外に使用した場合	3
4. 本製品の不正使用	3
消耗品について	
不正使用について	
5. 本製品の検査	3
本ハードウェア	
本消耗品	
所有権および危険負担	
6. 知的財産権について	4
7. 本製品の承認	5
8. 法令の遵守	5
9. 責任の制限	5
10. 保証の限定	5
11. 本製品の保証	5
12. 本ハードウェアについての保証	6
13. 本消耗品についての保証	6
14. 保証の除外	6
15. 保証を履行する手順	7
16. 保証の下での唯一の権利	7
修理・交換	
交換した本製品の保証期間	
17. サード・パーティ製品と保証	7
18. 保守契約	8
19. イルミナによる権利侵害についての補償	8
20. イルミナの補償義務についての除外	8
21. 買主による補償	9
22. 補償義務の条件	9
23. サード・パーティ製品と補償	10
24. 一般条項	10

1. 定義

「**本製品**」とは、本売買条件（以下「本条件」という。なお、本条件が記載された本書面のことを「本書」ということがある）の下で取得される製品を意味する。本製品には、本ハードウェア、本消耗品および本ソフトウェアが含まれる。本ソフトウェアは本ハードウェアにインストールされるか、または別途提供される。

「**本ハードウェア**」とは、イルミナブランドの装置、付属品もしくは周辺装置を意味する。

「**本消耗品**」とは、本ハードウェアの使用を通じて消費されるイルミナブランドの試薬および消耗される製品を意味する。

「**本ソフトウェア**」とは、イルミナブランドのソフトウェア（例：本ハードウェアのオペレーティングソフトウェア、データ解析ソフトウェア）を意味する。すべての本ソフトウェアは、販売により使用権が許諾されるのであって、その所有権は移転しない。

「**本ドキュメンテーション**」とは、本製品の出荷日時点で有効な、本製品についてのユーザマニュアル、添付文書およびこれらに類似の文書を意味する。本ドキュメンテーションには、追加条件および本条件が含まれる。本ドキュメンテーションは、出荷時に本製品と共に提供されるか（ウェブサイトにて表示する場合を含む）、またはイルミナから電子的に提供される。

「**本仕様書**」とは、本製品がイルミナから出荷された日において有効な、本製品に関するイルミナの仕様書を意味する。

「**イルミナ**」とは、イルミナ株式会社をいう。

「**買主**」とは、本製品を本条件により取得し、使用する個人または法人をいう。

2. 本製品の用途（研究用）および設置場所

1. 買主は、買主の施設内のみにおいて、または、イルミナが事前に書面にて承諾した場所において、買主の研究用にのみ本製品を使用することができる。
2. 「**研究用**」とは、買主の内部における研究のための使用（第三者に提供される研究サービスを含む）を意味し、以下の使用を特に排斥する。
 - ① 本製品の仕様書もしくは本ドキュメンテーションに従わない使用
 - ② 特定用途向け知的財産（後に定義する）の権利またはライセンスの供与を要求する使用
 - ③ 本消耗品の再使用
 - ④ 本製品の分解、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
 - ⑤ 本製品の構成部品の切り離し、抽出もしくは分離、または本製品のその他の無許可の解析
 - ⑥ 本製品の動作を解析または究明するための使用
 - ⑦ イルミナのものではない試薬や消耗品の使用（仕様書または本ドキュメンテーションに別段の定めがある場合はその限りではない）

- ⑧ 本ソフトウェアまたはサード・パーティ・ソフトウェアの、第三者への移転またはサブライセンス供与を行う使用
 - ⑨ 本製品の、臨床、診断その他、研究用以外での使用
3. 本条第1項に記載の制限は、当該制限を課すことなく販売が行われた場合に生じる特許権の消尽の効果を変更するために定めた条件であり、買主は当該変更に同意する。

3. 研究用以外に使用した場合

買主は、以下について同意する。

- ① 買主が研究用以外の方法または目的で本製品を使用することは本条件違反であること
- ② イルミナまたはイルミナの関連会社（以下「イルミナ等」という）が買主による①の使用を認識したとしても、(A) イルミナ等の権利は何ら放棄されたり、限定されたりすることではなく、かつ(B) イルミナ等が所有または管理している知的財産について、買主にライセンスが供与されることはないこと
- ③ 本条件の解釈に、イルミナと買主との間の取引慣行、または、遂行手順もしくは取引手順を用いないこと

4. 本製品の不正使用

本消耗品について

買主は、(a) 本消耗品の使用は1回に限ること、(b) 本ハードウェアにはイルミナブランドの消耗品および試薬のみを使用することに同意する。ただし、本ドキュメンテーションまたは本仕様書に別段の記載がある場合は、この限りでない。

不正使用について

買主は、下記のいずれの行為も行わず、また第三者にも許可しないことに同意する。

- ① 本製品の分解、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
- ② 本製品の構成部品の切り離し、抽出もしくは分離、または本製品もしくはその構成部品について、本ドキュメンテーションまたは本条件で認められていない解析
- ③ 本製品の動作を解析すること、または明らかにしようとする試み
- ④ 本ソフトウェアもしくはサード・パーティ・ソフトウェアの第三者への移転またはサブライセンス供与

買主はさらに、本製品の操作内容および方法に関連する権利がイルミナに帰属すること、本製品にはイルミナの営業秘密または営業秘密を使用した成果が含まれることに同意する。

5. 本製品の検査

本ハードウェア

本ハードウェアは、イルミナが買主の施設またはイルミナが事前に書面で同意した施設に直接納品するものとする。イルミナは、納品時に、本ハードウェアの瑕疵の有無および数量について確認するものとし、瑕疵または数量不足があった場合は、速やかに本条件に記載の保証事項に基づいた対応を行うための措置をとるものとする。またイルミナは、納品した本ハードウェアの据付けを行い、当該本ハードウェアが正しく稼動するか否か、および、性能仕様を満たしているか否かを確認する。買主は、当該確認事項について同意した場合は、イルミナ指定の書式による検収書に捺印または署名をし、イルミナに提出する。

本消耗品

買主は、本消耗品を受領したときは、遅滞なくこれを検査し、当該消耗品に瑕疵または数量不足があった場合、受領から5営業日以内（以下「通知期間」という）に、書面により、イルミナまたはイルミナの販売店に通知するものとする。通知期間内に通知がなされない場合、本消耗品は検査に合格したものとみなされる。

所有権および危険負担

本ハードウェアの所有権及び危険負担は、買主が提出する検収書に記載の日付に買主に移転する。消耗品の所有権及び危険負担は、消耗品が買主の施設またはイルミナが書面で承認した施設に納品された日に買主に移転する。

6. 知的財産権について

1. 本製品の主要知的財産権（後に定義する）はイルミナ等に帰属する。買主は、本製品について、非独占的かつ譲渡およびサブライセンス不可のライセンスのみを供与される。本項で明示している場合を除き、イルミナ等の知的財産権またはライセンスは、明示的にも、黙示的にも、買主に供与されることはない。
2. 「**特定用途向け知的財産**」とは、イルミナ等が所有または管理する知的財産であって、特定の分野または特定の用途に関してのみ使用される、本製品に関連する知的財産を意味する。
3. 「**主要知的財産**」とは、本製品の出荷日時時点でイルミナ等が所有または管理している知的財産であって、あらゆる用途およびあらゆる分野において使用される、本製品に共通または関連する知的財産を意味する。

4. 特定用途向け知的財産と主要知的財産は別個のものであって重なることはなく、いずれもイルミナ等が所有または管理する全知的財産の一部である。例を挙げると、無侵襲的出生前テスト、特定の診断法、特定の法医学的方法、および特定の核酸バイオマーカー、配列、またはバイオマーカーの組合せもしくは配列についてのイルミナ等の知的財産権は、特定用途向け知的財産である。

7. 本製品の承認

本製品には「研究用 (Research Use Only)」という表示が付されている。買主は、① 本製品が、研究用、商用、診断用その他のいかなる用途においても、国内外の規制団体から承認、合格、ライセンス等を得ていないこと、そのため、②本製品の買主が意図する使用について上記承認等が必要となる場合、買主において承認等を確保しなければならないことを認める。

8. 法令の遵守

買主は、本製品を使用、維持、処分する際に該当する法令一切を遵守することに同意する。

9. 責任の制限

イルミナ等は、買主または第三者に対して、本製品の販売または本製品の使用に関連する間接損害または特別損害について、一切責任を負わない。本製品に関連する、買主または第三者に対するイルミナ等の累積賠償責任額の総額は、いかなる場合でも、本製品について買主がイルミナ等に支払った金額を限度とする。

10. 保証の限定

イルミナは、本条件に記載している本製品についての保証以外に、本製品に関する明示的、黙示的または法による保証を一切行わない。イルミナは、買主の意図する用途について、本製品の有用性に関する表明および保証も一切行わない。

11. 本製品の保証

本製品の保証はすべて買主に対して直接行われるものであり、買主の関連会社を含む第三者に移転または譲渡してはならない。保証はすべて本製品を設置した施設において行われるものであり、本製品が買主の他の施設に移設された場合、イルミナが当該移設を事前に書面により承諾した場合を除き、新たな施設での保証は行われない。

12. 本ハードウェアについての保証

1. イルミナが本ハードウェアを買主の指定する施設に据付ける場合は、保証期間は、12 か月とし、当該据付けを買主が書面により確認・承諾した日付か、または、本ハードウェアを出荷してから 45 日後のいずれか早い方の日から開始する（「**基本ハードウェア保証**」という）。
2. 「**アップグレード部品**」とは、買主が既に取得した本ハードウェアに対してイルミナが提供するコンポーネント、改良版または強化版を意味する。イルミナは、アップグレード部品が、据付け日から 90 日間本仕様書に適合することを保証するが、アップグレード部品を据付けた後に、本ハードウェアの保証期間および有償保守期間が延長されることはない。ただし、アップグレードがイルミナの施設でイルミナにより実施された場合は、買主に出荷されるアップグレードされた本ハードウェアには、基本ハードウェア保証が適用される。

13. 本消耗品についての保証

1. イルミナは、後述するカスタム消耗品以外の本消耗品について、出荷日から 3 か月間か、または、本消耗品にあらかじめ印刷されている使用期限の最終日のいずれか遅い方（ただし、いかなる場合も出荷日から 12 か月以内）までの期間、本仕様書に適合していることを保証する。
2. カスタム消耗品（買主が作成した仕様または設計に従って作成された消耗品、または、買主からイルミナに提供された消耗品）に関しては、イルミナは、カスタム消耗品がイルミナの標準的な製造工程および品質管理工程に従って作成・テストされることを保証するのみである。
3. イルミナは、カスタム消耗品が買主の意図した通りに、または買主の意図した用途のために動作することについて何ら保証しない。

14. 保証の除外

以下の場合、上述の保証は適用されない。

- ① 乱用、誤用、放置、過失、事故、不適切な保管、本ドキュメンテーションまたは本仕様書に反する使用
- ② 不適切な取り扱い、設置、保守または修理（イルミナが実施した場合を除く）
- ③ 無許可での改変
- ④ 不可抗力事象
- ⑤ イルミナが提供しなかったサード・パーティ製品との併用（本製品の本ドキュメンテーションまたは本仕様書に、当該製品が本製品と共に使用するのに適していると明記してあった場合はその限りではない）。

15. 保証を履行する手順

当該保証の下で修理または交換するためには、買主は以下を行う必要がある。

- ① すみやかにイルミナのサポート部門に連絡し、不適合を報告すること。
- ② 不適合の確認または診断についてイルミナと協力すること。
- ③ 本製品を、イルミナの指示に従って輸送費用を元払いで返送するか、または、イルミナと買主との間で合意した場合には、不適合の確認および修理のため、イルミナから権限を与えられた修理スタッフに本製品へのアクセスを許可すること。

16. 保証の下での唯一の権利

以下の内容は、本条件で提供する保証の下での買主の唯一の権利であり、イルミナの唯一の義務である。

修理・交換

イルミナは、自己の選択により、当該保証の対象であると確認した不適合のある本製品を修理または交換する。

交換した本製品の保証期間

1. 交換した消耗品の保証は 90 日とする。本ハードウェアは、修理するか、または以下の本ハードウェアもしくは部品と交換することができる。
 - ① 不適合のある本製品と機能的に同等なもの
 - ② 再調整済の中古品
 - ③ 新品
2. 本ハードウェアが全面的に交換された場合、交換についての保証期間は、交換する本ハードウェアまたは部品の出荷日から 90 日間か、または、元の本ハードウェアの保証期間の残存期間終了日のいずれか遅い方とする。
3. 部品のみが修理または交換された場合、当該部品についての保証期間は出荷日から 90 日間か、元の本ハードウェアの保証の残存期間かのいずれか遅く終了する方とする。

17. サード・パーティ製品と保証

イルミナは、買主に供給されたサード・パーティ製品に関し、なんら保証の義務を負わない。サード・パーティ製品とは、サード・パーティの名称を記載したラベルが付されているか、または、サード・パーティのブランドが表示されているものをいう。サード・パーティ製品についての保証がある場合は、その製造者から提供される。書面による要請があれば、イルミナは必要に応じて、当該保証を買主に移転するよう努力するものとする。

18. 保守契約

1. 保証期間満了後、買主は本製品に関する保守契約を、イルミナおよび買主間で、または、イルミナ、イルミナの販売店および買主間で締結することができる。
2. 保証期間満了後、保守契約を締結していない買主にイルミナがサポートを提供した場合、買主は、当該サポートに対して別途イルミナの定めるサポート料金を負担する。

19. イルミナによる権利侵害についての補償

1. 本条件に基づき、イルミナは、
 - ① 本ドキュメンテーションおよび本仕様書に従って研究用に使用した本製品に関して、知的財産権侵害を理由とする第三者の請求もしくは訴訟に対して、買主を弁護し、補償し、買主に損害が出ないように努力するものとする。
 - ② 当該権利侵害に関する賠償請求に関連して合意された支払い金一切、ならびに買主に対して裁定された最終判決額および費用（合理的な弁護士費用を含む）一切を支払うものとする。
2. 本製品またはその一部分が侵害に基づく賠償請求の対象となる場合、または、イルミナの見解により損害賠償の対象となる可能性がある場合、イルミナは、自己の選択により、以下のいずれかを行う権利を有する。
 - ① 本製品の使用を継続する権利を買主のために確保する。
 - ② 本製品を修正するか、権利侵害のない実質的に同等の代替品と交換する。
 - ③ 本製品の返却を要求し、本製品に関して提供されていた権利、ライセンスおよびその他の許可を終了させ、返却された本製品の返却時点での減価償却後価額（買主の公式記録に記載）を買主に返金する。ただし、使用済みまたは期限切れの本消耗品については返金されない。
3. 本項で記載している内容が、第三者の知的財産権の侵害についてのイルミナの賠償責任のすべてである。

20. イルミナの補償義務についての除外

イルミナの権利侵害に関する請求について、以下の場合には、イルミナに、買主を弁護し、買主に補償し、または買主に被害を生じさせないようにする義務はないものとする。

- ① 研究用以外の方法・目的で本製品が使用された場合
- ② 本仕様書、本ドキュメンテーション、買主に許諾された権利に従わない方法で本製品を使用した場合
- ③ イルミナが提供していない他の製品、資材またはサービスを組み合わせて本製品を使用した場合

- ④ イルミナが提供していない分析方法またはその他の処理方法を実行するために、本製品を使用した場合
- ⑤ 買主により提供された本製品の仕様もしくは指示をイルミナが遵守した場合
- ⑥ 本条件のいずれかの条件についての買主の違反
- ⑦ 他の知的財産権を必要とする方法または目的で本製品を使用した場合
(①から⑦はそれぞれ「除外請求」という)

21. 買主による補償

買主は、以下のいずれかに起因して、人身傷害もしくは死亡による賠償請求、知的財産権侵害その他の理由に基づく賠償請求、その他あらゆる種類の損失可能性が発生した場合、イルミナ等(関連会社以外の協力者、開発パートナー、それぞれの役員および従業員を含む) に対して、すべてを補償し、イルミナ等に損害が生じないようにするものとする。

- ① 本条件のいずれかについての違反
- ② 研究用以外の方法または目的での本製品の使用
- ③ 本ドキュメンテーションまたは本仕様書に従わない使用
- ④ 除外請求のいずれか

22. 補償義務の条件

両当事者の補償義務は、以下を必要条件とする。すなわち補償を求める当事者は、

- ① 請求または訴訟について相手方にすみやかに書面にて通知すること。
- ② 請求または訴訟の補佐および解決に関して、相手方に専らの指揮権および権限を与えること。
- ③ 相手方の事前の書面による同意なく、知的財産権の侵害を認めないこと。
- ④ 相手方の事前の書面による同意なく、請求または訴訟についての示談や和解に応じないこと。
- ⑤ 請求または訴訟の補佐において相手方に合理的な支援を提供すること。ただし、補償を求める当事者側に、当該支援を提供するにあたって合理的な経費が発生した場合は、支援を受けた当事者が、補償を求める当事者に当該経費を支払うものとする。

23. サード・パーティ製品と補償

イルミナは、サード・パーティにより製作され買主に供給された製品に関して補償義務を負わない。サード・パーティ製品に関して買主に補償を受ける権利がある場合は、当該製品の製造者またはライセンサーの補償に従うものとする。書面による要請があれば、必要に応じてイルミナは当該補償を買主に移転する努力をするものとする。

24. 一般条項

本条件の適用 本ドキュメンテーションに記載の条件を含めた本条件の内容は、もっぱら本製品の注文、購入、供給および使用に適用され、注文書、請求書、または同様の文書に記載されている条件と相反する場合は、本条件が優先する。

買主の表明保証 買主は、イルミナ等の製品もしくはサービスについて許可を受けたディーラー、代表者、再販業者または流通業者ではない。買主は、以下を表明し、保証する。

- ① 第三者に代わって本製品を購入しているのではないこと。
- ② 本製品を、第三者を通じて再販または頒布するために本製品を購入しているのではないこと。
- ③ 買主の指定に従ってイルミナが本製品を出荷した国から、本製品を輸出するために、本製品を購入しているのではないこと。
- ④ 国外へ本製品を輸出しないこと。

買主の違反 イルミナは、買主が本条件記載の条件のいずれかに違反した場合、下記各項のいずれかを実施することができる。

- ① 本製品の出荷を停止すること、その他本条件に基づく履行を停止すること。
- ② 買主に供与される権利を終了させること。
- ③ 本製品に関連するサービス契約を終了させること。
- ④ 本製品について残存している製品保証を終了させること。

施設の条件および本ハードウェアの設置 買主は、自己の施設を、本ハードウェアが設置される施設として要請される諸条件に確実に適合させ、買主の費用負担において責任を負う。

サービス契約 買主は、サービス契約のすべてが、買主のみに対するものであり、かつ、施設固有のものであることに同意する。すなわちサービス契約は、第三者に移転できず、本ハードウェアをイルミナの事前の書面による承諾を得ずに移設した場合は、新しい施設に適用されない。

イルミナの関連会社 本書によりイルミナが行使または履行する権利義務は、イルミナの関連会社によって行使または履行されることがある。当該行使または履行には、出荷、サービスの提供、請求書の発行および支払い金の受領等が含まれる。

不可抗力 イルミナは、以下の事由、その他、イルミナが合理的に制御できる範囲を超えた理由による債務不履行もしくは遅延について、責任を負わない。

- ① 天災、火災、洪水、竜巻、地震、台風、雷
- ② 政府の処置、戦争、テロ行為、騒擾、暴動の発生またはそのおそれ
- ③ サボタージュ、労働紛争、イルミナの仕入先・下請け業者の債務不履行
- ④ 輸送困難、エネルギー不足、原料不足、装置の不足
- ⑤ 買主の過失

通知 本書に関する正式な通知は書面によるものとする。宅配便の場合は発送してから1日後、書留郵便または配達証明郵便の場合は発送してから2日後、および国際郵便の場合は発送してから10日後に受領されたものとみなす。

譲渡 買主は本条件に基づく権利または義務を、イルミナの事前の書面による同意なく譲渡または移転することはできない。ただし、合併、買収または買主の株式もしくは資産のすべてまたは過半数を、①本条件に拘束されることに書面にて同意する当事者、または②イルミナの競合相手ではない当事者へ売却することについては、イルミナの同意は不要である。イルミナは、本書による支払い債権の全部または一部を譲渡することができる。本書の条件に反して行われた譲渡または移転は無効である。上記内容に従って、本条件は両当事者それぞれの継承者および許可された譲受人をも拘束し、継承者および譲受人に対しても有効であるものとする。

イルミナの情報 イルミナは、買主に関する注文の処理、記録の維持、および買主から将来受ける注文の参考用、ならびに適用される法令の遵守を目的として、買主の注文および会計情報のデータベースを維持してこれを使用することができる。買主は取引の条件を、イルミナの事前の書面による同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、適用される法律により必要な場合は（必要な範囲に限り）、この限りではない。

輸出規制の遵守 本製品、関連技術、または買主に提供される情報は、米国輸出管理法および同法による規制（または他国の輸出規制法）により課される制限および管理の対象となることがある。本書の定めにもかかわらず、買主は、本製品、関連技術、または買主に対して提供された情報を、日本を含めた他国の輸出管理規制法に反し、輸出先・輸出方法を問わず、輸出または再輸出を一切しないことに同意する。

ヘルスケアに関する法律の遵守 買主は、イルミナ等が、ヘルスケア・カンパニーとして適用される法令（「ヘルスケアに関する法律」という）により、本契約の存在、取引条件も含む本契約の条件等の開示を要求される場合がある（例：米国サンシャイン法ならびに州および外国の同様の法律）ことを認め、同意する。イルミナは当該開示に同意し、その関連会社は、当該ヘルスケアに関する法律を遵守するために、最小限の情報を開示する。

準拠法および管轄裁判所 本条件は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本条件に関する訴訟の管轄は、東京地方裁判所に専属するものとする。

雑則 特に記載のない限り、日数についてはすべて暦日で算出する。本書のいずれかの条項が無効もしくは執行不能とされた場合でも、他の条件は完全に効力を継続する。いずれかの当事者が本書により与えられた権利を行使しなかったか、義務の履行を求めなかった、または本条件違反について行使できる権利を放棄したとしても、その他の権利の行使を妨げるものではなく、また、その後の本条件違反についての権利放棄とはみなされないものとする。本書は、両当事者間の合併事業、提携、その他類似の協定を構成したり、創設したりするものではない。

(以下余白)